

第49回鳥取県U-12サッカー大会 大会要項

1. 主 旨

一般財団法人鳥取県サッカー協会(以下「本協会」という)は、子どもたちが、サッカー競技を通して身体を鍛え、フェアプレーの精神を培い、正しく力強く生きることを願って本大会を実施する。

2. 名 称 第49回鳥取県U-12サッカー大会

3. 主 催 一般財団法人鳥取県サッカー協会

4. 主 管 一般財団法人鳥取県サッカー協会 第4種委員会

5. 後 援 なし

6. 特別協賛 なし

7. 協 賛 未定

8. 協 力 一般財団法人鳥取県サッカー協会第4種委員会 ほか

9. 開催日・会場

【地区予選会】

東部地区予選会 5月17日(土)、18日(日)[倉田スポーツ広場(鳥取市)]

中部地区予選会 5月10日(土)、11日(日)[東郷運動公園多目的広場(湯梨浜町)]

西部地区予選会 5月6日(火)、10日(土)[弓浜コミュニティー広場(米子市)]

【鳥取県大会】

開催日:5月31日(土)~6月1日(日)

会 場:鳥取県フットボールセンター大山(西伯郡)

日 程:5月31日(土) 1回戦、2回戦

6月1日(日) 準決勝、3位決定戦、決勝

10. 参加資格

(1)「参加チーム」は、大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会(以下:JFA)第4種に加盟登録したチーム(以下「加盟チーム」)であること。

(2)上記「参加チーム」の構成は、単一「加盟チーム」に限られ、その「加盟チーム」は年間を通じて継続的に活動していること。

(3)「参加選手」は、上記「加盟チーム」に所属する選手であること。

(4)地区予選会から県大会に至るまでに、同一「参加選手」が異なる「加盟チーム」への移籍後、再び参加することはできない。

(5)第4種年代の女子選手については(「クラブ申請」を承認された)同一「クラブ」内のほかのチームから選手を参加させることも可能とする。但し、地区予選会から県大会に至るまでに、同一「参加選手」が異なる「加盟登録チーム」で再び参加することはできない。

(6)引率指導者は「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者であること。また、内1名以上がJFA公認指導者資格(Dライセンス以上)を有すること。

(7)「参加選手」は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。

(8)【鳥取県大会における複数チームの県大会参加について(通達)】に基づき同一チームから2チームまで参加することが出来る。

11. 参加チームとその数

「参加チーム」は本大会地区予選会を勝ち抜いた16 チームとする。

【内訳:東部地区代表(6)、中部地区代表(2)、西部地区代表(6)、第 28 回鳥取県 U-11 サッカー大会の優勝および準優勝の地区】

12. 大会形式

(1)【地区予選会】リーグ戦またはトーナメント戦を行う。

【鳥取県大会】出場 16 チームによるトーナメント戦を行う。

(2)鳥取県大会1日目は1回戦、2回戦を行う。

鳥取県大会2日目は4チームによる、準決勝、決勝、3位決定戦を行う。

(3)悪天候等自然条件によって、大会実施が出来ない場合は以下の方法により上位進出チーム及び代表チームを決定する。抽選により決定。抽選方法は本協会第 4 種委員会が決定する。

13. 競技規則

大会実施年度の JFA「サッカー競技規則 2024/2025」および「8人制サッカー競技規則」による。

14. 競技会規定

(1)競技のフィールド

表面は、人工芝または天然芝とする。

フィールドの長さ(タッチライン)は 68m以内、幅(ゴールライン)は 50m以内とする。

ゴールエリア 4m、ペナルティーエリア 12m、ペナルティーマーク 8m、ペナルティーアークとセンターサークルの半径は 7m とする。

(2) 試合球 サッカー4 号球(JFA 検定球)を使用する。

(3) 競技者の数

①競技者の数:8 名

※8 人に満たない場合は試合を開始しない。試合中に怪我等による人数不足により 8 人に満たなくなった場合には、そのまま続行する。

②交代要員の数:8 名以内

③交代を行うことができる数:制限なし

※交代して退いた競技者は交代要員となり、再び出場することができる。

(4)役員の数:ベンチ入りできる役員の数:3 名以内

(5)交代の手続き:

①交代して退く競技者は、交代ゾーンからフィールドの外に出る。

②交代要員は、交代ゾーンからフィールドに入り、競技者となる。

③交代は、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず行うことができる。

注)ただし、交代で退く競技者が負傷している場合は、主審の承認を得た上でどこからフィールドを離れてもよい。

④交代について、主審、四審の承認を得る必要はない。

⑤ゴールキーパーは、事前に主審に通知した上で、試合の停止中に入れ替わることができる。

(6)テクニカルエリア:設置する

※その都度ただ1人の引率指導者のみが戦略的指示を伝えることができる。

(7)競技者の用具:ユニフォーム

一般財団法人鳥取県サッカー協会第4種の「ユニフォームを含めた選手の用具の運用について(通達)」による。

(8)試合時間

①トーナメント:40分(前後半各20分)とする。

ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで):原則10分間

②規定の試合時間内に勝敗が決しない場合

1)鳥取県大会1日目:ペナルティーキック方式(3人制)により勝利チームを決定する。

また、資格ある競技者は、ペナルティーマークからのキック進行中に、いつでもゴールキーパーと入れ替わることができる。

その時のユニフォームはそのままでよい。

2)鳥取県大会2日目:10分間(前後半各5分)の延長戦を行い、なお決しない場合は、

ペナルティーキック方式(3人制)により勝利チームを決定する。

また、資格ある競技者は、ペナルティーマークからのキック進行中に、いつでもゴールキーパーと入れ替わることができる。

その時のユニフォームはそのままでよい。

延長戦に入る前のインターバル:原則5分間

ペナルティーキック方式に入る前のインターバル:原則1分間

(9)試合の中断および直前の開催不可の場合の取り扱い:別紙細則に記載する。

(10)その他

a.地区予選会については、1人の主審と1人の補助審判員を指名するか、1人の主審と2人の副審と第4の審判員を指名するか、各地区で選択すること。

鳥取県大会は、1人の主審と2人の副審と第4の審判員を指名する。

b.暑熱下において、前半および後半中程に飲水タイムを採用することがある。

c.負傷者の対応:主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。

15. 懲 罰

(1)本協会理事会の決議に基づき、本大会に大会規律委員会を設置し、本協会規律フェアプレー委員会は、JFA 懲罰規程第3条(以下”懲罰規程”という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第25条に基づき本大会の大会規律委員会へ再委任する。

(2)前項の再委任の範囲は、戒告、譴責および1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。

(3)大会規律委員会の委員長は本協会第4種委員長とし、3名以上の委員を委員長が決定する。

(4)大会規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

(5)本大会とそれに繋がる予選大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、

予選大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。

- (6)本大会期間中に警告を2回受けた選手等は、直近の本大会1試合に出場できない。
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第2条3項〕参照]
- (7)本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に本大会の次の1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第4条〕参照
[JFA 懲罰規程〔別紙2〕第7条〕参照]
- (8)出場停止処分を受けた者は、JFA 懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。
- (9)本大会の規律問題は、「JFA 基本規程(懲罰規程)」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第227条]

16. 大会参加申込

- (1)1チームあたり20名(帯同審判員を含む役員2名以上4名以内、選手16名)を最大とする。
- (2)参加チームは、参加申込書に必要事項を記入の上、各地区の大会担当者へ提出すること。
- (3)登録後の選手変更は原則として認めない。傷病傷害を理由とする参加選手の変更は認めることとし、大会当日までに、鳥取県サッカー協会第4種委員長まで、申請すること。

17. 参加料

なし

18. 選手証

各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証(写真を貼付したもの)を持参すること。ただし写真貼付により、顔の認識が出来るものであること。

※選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

19. 表彰

以下の通り実施する。

- (1)優勝、準優勝、第3位までにチームにトロフィーおよび表彰状、第4位に表彰状を授与する。
- (2)その他、本協会第4種委員会が別途定める規程に基づき表彰を行うことができる。

20. 交通宿泊

各チームにて対応すること。

21. 傷害補償

チームの責任においてスポーツ傷害保険等に加入すること。

22. 応急処置

大会期間中に疾病・障害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。

23. 組合せ

本協会において抽選を行い決定する。

24. その他

(1)本大会要項記載事項に違反し、その他大会運営に支障を来す不都合な行為があった場合には大会開催中であっても、そのチームの出場を停止させることがある。

(2) 上位 3 チームには、7 月 19 日(土)から 7 月 21 日(月・祝)に山口県で開催される「CGFA 2025 フジパン CUP 第 49 回 中国 U-12 サッカー大会」に出場する権利を与える。
また、上位 4 チームには、6 月 28 日、29 日に島根県で開催される「全山陰少年サッカー選手権大会」に出場する権利を与える。

(3)大会要項に規定されていない事項については本協会第4種委員会において協議の上決定する。

以上

[別紙]

第49回鳥取県U-12サッカー大会 大会実施要項(細則)

14. 競技会規程-(9)

1. 試合開催直前に開催不可となった場合の取り扱い

- (1) 当該チームと本協会第4種委員会が協議を行い、両者が合意をする日程や会場にて当該試合を開催するように計画を行う。
- (2) 延期試合の調整が見つからない場合、延期開催期限までに試合が開催できない場合「抽選」により次回戦進出チームを決定する。

2. 試合中の突発的理由で中止となった場合の取り扱い

- (1) 一時的に中断しておき、状況の改善を大会運営上許容できる範囲内で待機する。
- (2) 状況改善が期待できない場合、主審が大会運営責任者等と協議して試合の延期・中止を決定する。
- (3) 延期試合とする場合は、上記の通り調整を行う。
- (4) 中止試合とする場合の取り扱いは次のとおりとする。
 - ① 前半を終えていれば試合成立とし、その時点のスコアを採用するが、同点の場合はくじによる抽選で勝敗を決定する。
 - ② 前半を終える前であれば、ノーゲームとし抽選により勝敗または次戦進出チームを決定する。

3. 本大会の開催を中止する場合の取り扱い

- (1) 延期をして開催をする日程、会場の調整が見つからない場合は、大会を中止とする。
- (2) すべての試合が成立する前に本大会が中止となった場合は、それまでに行われた試合記録(スコア、出場、得点者等)は、生かされることとする。(取り消されない)